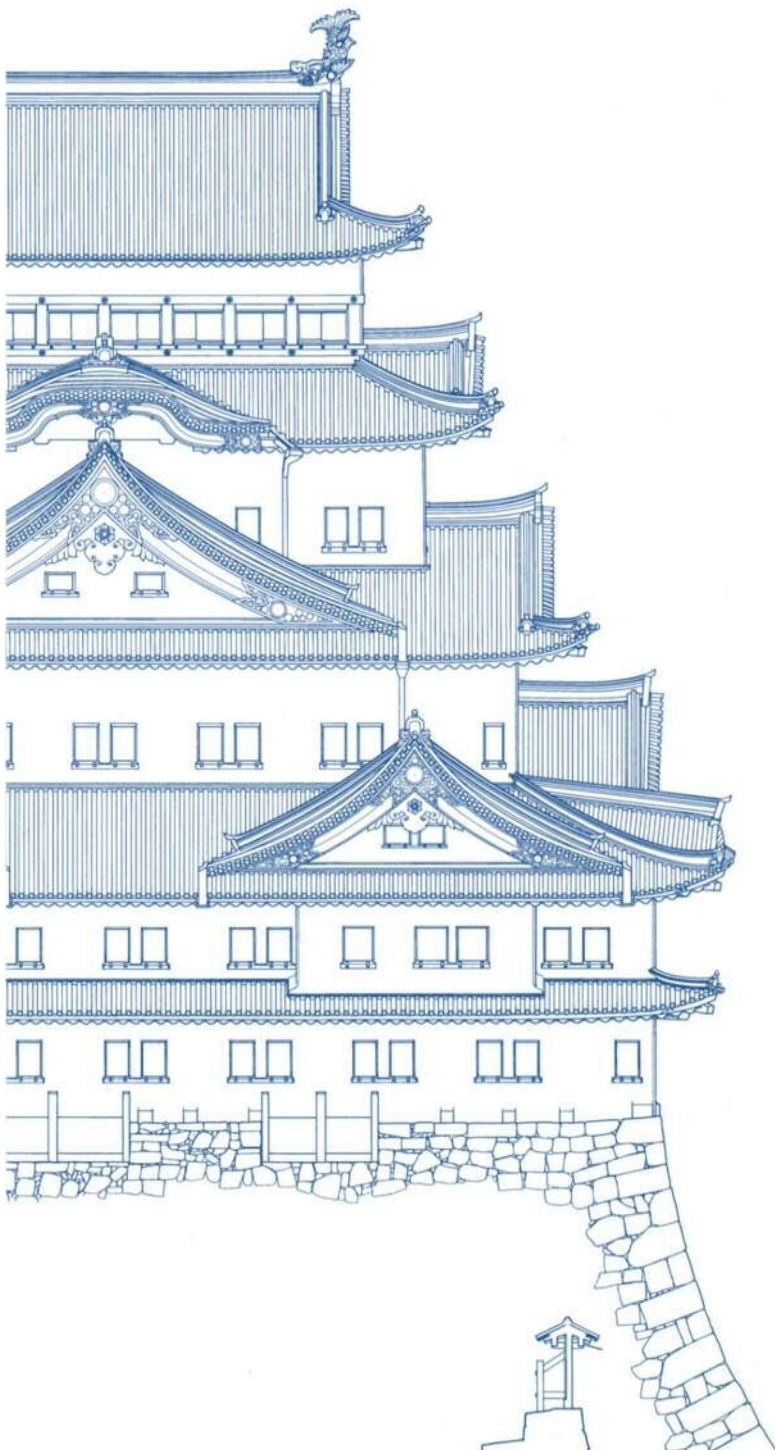


名古屋城木造天守の昇降技術に関する公募 審査基準



2022 年 4 月

2022 年 7 月修正

名古屋市観光文化交流局

1. 審査基準の位置付け

この審査基準は、名古屋市が「名古屋城木造天守の昇降技術に関する公募」への公募参加者の審査申請書類を審査し、最優秀者を選定するための方法、審査基準等を示したものであり、公募要項と一体のものです。

なお、この審査基準において使用している用語の意義は、本文中において特に明示するもの及び文脈上別異に解すべきものを除き、公募要項に定めるところによります。

2. 審査の手順

審査の手順は次頁の「全体フローチャート」のとおりです。これは、事業期間の手順を示したものであり、図表中の左囲みの「事務局」、「利用者」、「評価員」又は「技術相談員」は、手続の実施者を示します。

なお、審査時において書類審査及びプレゼンテーション審査を経た採点の結果、「3. 審査の項目及び基準」における加点要求水準の審査区分「バリアフリー（有用性）」における審査基準8項目の得点の合計点が、配点 400 点中 240 点（ $=400 \times 0.6$ ）未満の公募参加者は、最優秀者として選定されません。

全体フローチャート（※点線枠内が審査にかかる手順）



3. 審査の項目及び基準

審査基準には最低要求水準と加点要求水準があります。最低要求水準は審査の過程で1項目でも満たされないと評価された場合には、公募参加者は審査対象外となります。加点要求水準については各評価員が項目ごとに5段階で評価し、合計点を公募参加者の点数とします。

要求水準	審査区分	No	審査基準	審査の観点	様式
最低要求水準	実現性	1	提案に実現性があること	・技術の内容、開発・導入の筋道が見えているか	3－5－2
		2	必要な許認可を把握していること	・必要な許認可について整理されているか	3－5－2
	安全性	3	自社検査等により安全性が確保される見込みがあること	・自社検査等により如何に安全性が確保されているか	3－5－3
		4	停電、火災、地震等災害が発生した場合の対応策が講じられていること	・停電、火災、地震等災害が発生した場合の対応策が具体的に記載されているか	3－5－3
		5	利用時のいかなる場合でも利用者等の安全が確保されていること	・利用者等が転倒等することなく安全でスムーズな昇降移動が可能であるか ・利用時に利用者のすぐ傍に介助者を配置することが可能か ・利用時に利用者等、介助者および周囲の観覧者等の安全が確保できるか ・故障などが発生した際に、利用者等の安全が確保できる構造になっているか	3－5－3

要求水準	審査区分	No	審査基準	審査の観点	様式
最低要求水準	価格	6	見積金額が指定する契約金額の上限以下であること	・ 見積金額が指定する契約金額の上限以下であるか	3－5－4
	バリアフリー (有用性)	7	少なくとも大天守1階に昇降ができること	・ 提案された技術を用いて、大天守地階又は地上から少なくとも大天守1階に昇降が可能であるか	3－5－5
	史実に忠実	8	柱や梁などの主架構を変更しないこと	・ 木造天守の柱・梁を傷めない対策がなされているか	3－5－6
		9	取り外すことにより、史実に忠実な状態に戻すことができる設置手法とすること	・ 対象機材の取り外しにより、史実に忠実な状態に戻すことが可能か	3－5－6
	運用	10	導入後も日本国内に5年以上サポートし続けられる体制を確保できる見込みがあること	・ 導入後も日本国内で5年以上サポートし続けられる体制が具体的に記載されているか	3－5－7
		11	耐用年数が示されていること	・ 技術の耐用年数が示されていること	3－5－7

要求水準	審査区分	No	審査基準	配点	審査の観点	様式
加 点 要 求 水 準	新技術	12	技術そのものに革新性がある、 又は既存技術であっても導入の ための改良に革新性があること	30	- 革新的な箇所があるか - その革新性は利用者の利点となるか	3－5－1、 3－9
		13	利用することにより新たな価値 を提供できること	20	従来の昇降技術に留まらない新たな価値を提供できるか	3－5－1、 3－9
	実現性	14	体制及び開発・導入スケジュールにより昇降技術開発、製造、 導入が可能であると見込めること	50	- 開発、製造、導入が実現可能である開発体制となっているか - 納入後、さらに製品改良の余地が期待される場合は、その旨の記載が実現可能性の論証しつつ記載されているか - 事業計画、体制、資金計画等が示され、事業の継続性への信頼を期待できるか	3－5－2
		15	必要な許認可が得られる見込み があること	50	必要な許認可について、許認可取得のスケジュールが記載されているか	3－5－2
	安全性	16	利用時の安全性確保のための対策が講じられていること	50	自動制御モードや安全運転制御等の仕組みにより、事故や怪我を未然に防いだりする工夫がなされているか。ただし、利用者の安全を確保するために手動による操作があった場合にはそちらが優先されること	3－5－3

要求水準	審査区分	No	審査基準	配点	審査の観点	様式
加 点 要 求 水 準	安全性	17	木造天守自体の防災・安全性に支障を与えない工夫がされていること	50	・機械、材料（発がん性物質等）の安全性や構造安全性など総合的に確実であることを確認できるか ・漏電・ショート等による出火の防止策が講じられているか ・災害発生時に観覧客の避難を妨げない工夫が提案されているか	3－5－3
	価格	18	導入費用等が抑制されていること	20	・提案数及び見積金額を基に相対評価を行う	3－5－4、 3－7
		19	導入費用等の抑制が工夫されていること	30	・見積金額の抑制が如何に工夫されているか ・市況との比較検証等により定量的に抑制額が示されているか	3－5－4、 3－7
		20	維持管理費用が抑制されていること	20	・提案数及び見積金額を基に相対評価を行う	3－5－4、 3－8
		21	維持管理費用の抑制が工夫されていること	30	・維持管理費用の抑制が如何に工夫されているか ・市況との比較検証等により定量的に抑制額が示されているか	3－5－4、 3－8
	バリアフリー (有用性)	22	利用対象者の範囲が広いこと	60	・利用対象者の範囲が広い技術であるか ・開発に当たって利用者のニーズの把握等に努めており、その内容を技術に丁寧に反映しているか	3－5－5
		23	誰もが簡単に使えること	30	・簡単な説明を聞くことで使うことができるか	3－5－5

要求水準	審査区分	No	審査基準	配点	審査の観点	様式
加 点 要 求 水 準	バリアフリー (有用性)	24	可能な限り健常者の移動と同じような時間で移動できること	40	・一般歩行者の歩行速度(0.3m/s)と比較し、同等程度で移動できるものか	3－5－5
		25	多人数による反復した利用が可能であること	60	・多人数による反復した利用が可能か	3－5－5
		26	可能な限り健常者の移動経路を妨げず共存した経路であること	40	・一般の移動を妨げないと判断できるか、その改善の見込みがあるか	3－5－5
		27	大天守のより上層階まで上がれること	100	・どれだけ上層階まで登れる見込みがあるか(例：階段体験館の踊り場をスムーズに移動できるか、最も高い階層(約7.5m)以上の昇降ができるか)	3－5－5
		28	怖い思いをしないで利用できること	30	・安心感を得られる工夫はされているか	3－5－5
		29	他人の助けを借りることなく昇降ができること	40	・介助者がすぐ傍にいる状態であっても、極力、介助者等の助けを借りることなく利用者自らの操作で昇降できるか	3－5－5
	史実に忠実	30	可能な限り木造天守の外観や内観をそこなわないこと	20	・付加的な機材を装着する場合、木造天守に使用されている木材を取り外すなどの木造天守への影響が極力抑えられているか ・付加的な機材を取り外すことによって原状回復できる見込みがあるか ・木造天守の雰囲気損なわない意匠になっているか	3－5－6

要求水準	審査区分	No	審査基準	配点	審査の観点	様式
加 点 要 求 水 準	史実に忠実	31	木造天守に使用されている木材を保護すること	20	・ 木造天守に使用されている木材を保護するカバー等、構造物の痛みを著しく進めない工夫があるか	3－5－6
	運用	32	導入後の維持管理、サポート体制が設けられていること	50	・ 維持管理業務の内容、継続的なサポート体制が具体的に記載されているか	3－5－7
		33	導入後の製品改善・運用改善の仕組みが設けられていること	50	・ 導入後、さらに製品改良・運用改善の余地があり、それを実現化する仕組みが具体的に記載されているか	3－5－7
	汎用性	34	他の文化財にも転用できる見込みがあること	30	・ 転用可能な他の文化財について具体的な提示がなされているか ・ 転用可能な他の文化財について実現性のある提示がなされているか	3－5－8
		35	一般の建物にも転用できる見込みがあること	20	・ 転用可能な一般の建物について具体的な提示がなされているか ・ 転用可能な一般の建物について実現性のある提示がなされているか	3－5－8
	総合	36	総合的に勘案して、特に評価すべき項目があること	60	・ 総合的に評価すべき点があるか	—
	合計			1,000		

なお、審査における加点要求水準について、具体的な配点の基準の記載がない審査基準の得点は、それぞれの基準ごとに5段階で評価を行うものとし、審査基準ごとに定められる配点に、評価に従う係数を乗じて評価点とします。
(端数は小数第2位で四捨五入し小数点第1位までとする。)

評価	評価の考え方	評価点
A	基準を大きく超えて優秀である	配点×1.0
B	基準を超えて優秀である	配点×0.8
C	望ましい基準に達している	配点×0.6
D	最低限の基準には達している	配点×0.4
E	加点評価レベルに達しない	配点×0.0